

質問書

<p>質問項目</p>	<p>プレミアム付き商品発行業務</p>
<p>質問内容</p>	<p>(商品券)</p> <p>① 換金時における使用済商品券の申告数と実際枚数の差異があり、原因究明したが不明な場合の責任の所在とその後の対応はどのようにすればよいか。 → 最終的には登録店舗が持つ商品券半券の枚数に従ってください。</p> <p>② 抽選は複数回に分けて実施しても良いか。(日付で区切る、WEB とハガキで区切る等) → 複数回実施しても構いません。</p> <p>③ ハガキスキャナや OCR 等の器機、ソフトウェアを購入しても良いか。 → 購入しても構いません。</p> <p>④ ハガキ申込は全てデータ化が必要か (例えば当選者のみのデータ化する)。 → 必要です。</p> <p>⑤ 商品券が完売しなかった場合、事務費の削減されるのか。 → 仕様書 4 (7) ケのとおり県に返納してください。</p> <p>(販売所)</p> <p>① 販売所から受託者への振込 (商品券販売代金) の振込手数料は誰が負担するのか。 → 受託者の負担とします。</p> <p>② 投函用ポストの回収の頻度を増やして良いか (月 2 回を毎週等)。 → 指定業者との調整が必要です。 ただし、追加で発生する費用については、委託料の範囲内で対応してください。</p> <p>③ 県民の利便性向上のため販売所を県指定 100 か所に追加することは可能か。 → 指定業者との調整が必要です。 ただし、追加で発生する費用については、委託料の範囲内で対応してください。</p>

- ④投函用ポストのイメージ（サイズ、素材、耐久性等）は。
→ 段ボール製で縦・横・高さの計 100cm 程度を想定しています。

（コールセンター）

- ①コールセンター開設期間（6ヶ月）の想定スタートはいつからか
→ 7月中旬を想定しています。

- ②コールセンターの県民からの着信通話料は先方負担で良いか（フリーダイヤルでなくてもよいか）
→ 構いません。

（データ分析）

- ①データ分析に関する業務はどの程度の分析が必要か。
（アンケートは県民、事業者それぞれに必要なか、又回答数はどの程度必要か）
→ 県民、事業者の各 2,000 件程度必要です。

（その他）

- ① 想定 3,000 店舗の根拠は。
→ 平成 28 年経済センサス・活動調査における宿泊業・飲食サービス業の事業所数の概ね 3 割程度としています。
- ② 登録店舗の条件は（飲食店営業許可等）、スナック、バー等も対象か。
→ 対象とします。
- ③ 販売店と受託事業者の関係は（県、受託者どちらが委託契約締結するのか）
→ 販売店との委託契約締結相手方は受託事業者とします。

（追加質問）

- ① 2 冊購入可能とあるが、1 冊ずつ時間をずらして購入することを可能とするか（引換券に印字するバーコード数が変化、印刷費用に影響か）。
→ 想定していない。
- ② 購入希望者へ引換券発送時に戻り郵便となった場合どうするか
失格として繰り上げ当選させる等、再抽選を行う可能性があるか
→ 申込時の連絡先に電話確認する。

- ③ 子育て割引対象者も通常の購入申し込みが可能とするか
(事前に応募資格のない住所マスタを作成する必要があるため)
→ 可能とする。
- ④ 回収ポストに入っている封筒数はどのように連携されるか
また、その連携内容と相違があった場合はどのように処置するか。
→ ポスト投函時における封筒数の管理は行わない。
- ⑤ 封筒内にある換金伝票には、お店の情報と枚数・金額が記載されると想定しているが、その枚数や金額に実物との相違が発生した場合どのように処置するか。
→ 登録店舗が持つ商品券半券の枚数による。
- ⑥ 入荷した商品券の中に、見本券、他券が混入していた場合どのように処置するか。
→ 選別し、対応する。
- ⑦ 商品券が切られている、破損している、汚損しているストアスタンプが券番号にかぶっていて判別できないといった場合どのように処置するか。
→ 登録店舗が持つ商品券半券と照合する。
- ⑧ 処理済商品券を、溶解処理するまでの間、どのように保管するか
穿孔処理等で使えない状態での保管か、生きた商品券のまま保管か(穿孔処理費用や保管場所の嚴重さに影響)。
→ 再利用されることがないように検討してください。
- ⑨ 処理する過程をすべて動画撮影等、何かあった際にたどれる仕組みはどの程度のレベルで必要か。(機材費用にダイレクトに影響)
→ 安全・確実に廃棄したことが分かるような形で検討してください。

質問書

質問項目	グルメクーポン券発行業務
質問内容	<p>①LINE クーポン券の取得上限はあるのか（同一個人が何回でも使えるのか）。</p> <p>→ 有効期限（一週間）のうち1回です。</p> <p>②グルメクーポン発行業務が8月上旬からとなっているが、準備時間があまりに短い。例えば8月下旬等になってもよいか。</p> <p>→ 仕様書3（2）のとおり8月上旬です。</p> <p>③LINE クーポン使用確認（店舗側）が仕様書からは分かりづらい。例えばクーポン使用前後の客のスマートフォン画像をデータとして保存するが、クーポン使用前と使用後でどのように確認するのか。</p> <p>→ クーポン使用前と使用後では画面が異なるので確認してください。</p> <p>④レシート等の現物が必要か。スマートフォンのクーポン画面とレシート等を一緒に撮った写真では駄目か。</p> <p>→ 仕様書3（2）及び4（3）エのとおりです。</p> <p>⑤想定 of 2000 店舗の根拠は</p> <p>→ 商品券登録店舗数の3分の2を想定しています。</p> <p>⑥事業開始時の登録店舗数イメージは。</p> <p>→ 事務局決定後、速やかに登録店舗募集を行い、事業開始時までに登録した店舗において実施しつつ、登録店舗を追加していくイメージです。</p> <p>⑦県の想定されるクーポン券発行事業について仕様書の変更は可能か。（現在想定しているシステムは県民、飲食店が煩雑で、受託者の業務も相当な作業発生が想定されるため。）</p> <p>→ 契約締結後、県との協議の上、契約額の範囲内でより効率的・効果的な実施方法への見直しを行うことはあり得ます。</p>

